

2020年9月



葵総合経営センターだより

特集

法人版事業承継税制の特例措置

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL <http://www.aoi-cms.com/>



目次

- | | | | |
|---|---|----|-----------------|
| 2 | コロナ禍でできること | 6 | 労災認定 |
| 3 | 改めて「センスメーカー」
リーダーは世界を“そうであろうもの”
として語る | 7 | 定期金賠償 |
| 4 | 法人版事業承継税制の特例措置 | 8 | 「新型コロナウイルス」について |
| | | 9 | 康友会入会案内・税務労務 |
| | | 10 | ご案内 |

No.583

コロナ禍でできること

センター代表 杉浦 康晴

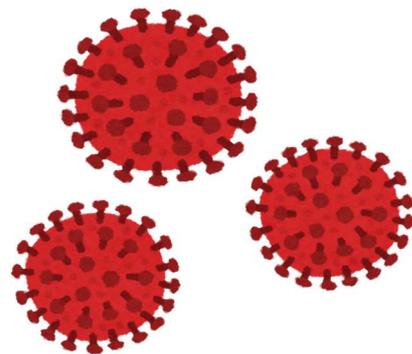
今年は例年とは違う夏となりました。本来であれば日本で開催されたオリンピック、パラリンピックで盛り上がり、夏の甲子園、旅行や帰省など盛りだくさんの楽しみな予定があった方も多いのではないのでしょうか。夏の甲子園はセンバツ32出場校が招待される「2020年甲子園高校野球交流試合」となりましたが、やはり観客がないとはいえ爽やかな高校球児の全力プレーに感動を覚えました。豪雨や猛暑、コロナ禍にあって、厳しい夏ではありましたが少しでも過ごしやすい日常が戻ってくるよう願うばかりです。日常の当たり前のことが当たり前ではなく、とても尊いことであると感じ、コロナ禍でもできることを一生懸命にやるという心持で日々過ごしています。

さて、このコロナ禍で働き方やビジネスモデルが大きく変化しています。オンラインセミナーやオンライン会議、オンライン研修が増えてきました。顧客との面談や打合せも先方に足を運ばなくてもオンラインで仕事ができるのはやはり便利です。オンラインでのコミュニケーションが日常に普及してきたことは生産性向上に大きく貢献しています。ソーシャルディスタンスを気にしなくても良いですし、経費面、移動時間を考えてもメリットが大きいです。採用においても会社説明会だけでなく面接までオンラインで行うことも多くなってきており、一度も会社訪問をせずに就職が決まるというケースもあるようです。

ICT設備率が高まるほど労働生産性は高まります。この機会に検討してみてもいいでしょうか。なかなか中小企業では難しいこともありますが、やはりできることはやっていかないと時代の波に取り残されてしまい、選ばれない企業になってしまうことが予想されます。従来のやり方に固執せず新しいことに挑戦していくチャンスでもありますから、この苦境をプラスに考えることも必要です。

今後も感染拡大と縮小を繰り返しながら、ワクチンができるまではコロナと共存していく状況が続くでしょう。一時的な給付金や助成金、補助金に加えて金融機関からの借入等でやりくりしていても、この状況が続くことでさらなる経営悪化が予想されます。

新型コロナウイルス感染症による企業への影響を緩和し、企業を支援するために国や地方自治体などで様々な施策が公表されています。支援策を大いに有効活用しながら「できることはやる」「ベストを尽くす」、この精神でコロナ禍の状況を乗り越えていきましょう。



改めて「センスメイキング」

リーダーは世界を“そうであろうもの”として語る

株式会社 葵経営コンサルタンツ 中島 和人

現在、コロナ禍は経営活動に大きな影を落とし、環境の不確実性は高まるばかりです。以前※紹介した「センスメイキング」について、現在参考になると考え再び紹介します。

記事は、アルプス山中で遭難した軍隊が偶然持っていた、本来参考にならない間違っただけのものであるピレネーの地図の発見により隊員たちが「命が助かる」という確信を持つことができ本当に下山できたという内容でした。

改めて「センスメイキング」の意味を整理します。何か事象が生じた折にそれが自分の持っているフレームワークにすんなりと収まる場合、事象を「解釈」できていると言い対応は自明です。組織経営ならば、経営環境の中で今何が生じているかを理解しており、打つべき手もわかっている状態です。

しかし生じている事象が「真新しい」「複雑」「予期できない」といった状況の場合、解釈できない＝意味がわからない状態であり、当然誰にも正解がわからない状況です。そこでそれが何であるかについて、自分のフレームワークに収めるための活動（プロセス）が必要になり、それをセンスメイキングと呼びます。組織経営では変化を感じつつも、環境が理解できず、対応策がわからない状況のもと、自らの組織の軸を元に解答を導き出す（腑に落とす）ためにもがいている状態（プロセス）がセンスメイキングです。

そしてそのプロセスとは、①環境の感知 ②解釈・意味付け ③行動・行為という項目から構成されそれはループします。ポイントは

③行動・行為です。未知の状況下では、行った解釈の正否は判断できず、また多様な解釈も成り立ちます。よって行動することにより情報を取得し、それを元に解釈を変更し、また行動し、さらに情報を収集するといった環境と相互作用を繰り返すことにより、正確でなくとも事象にもっともらしい意味を与える（腑に落ちる）ことができ、結果、組織は迷うことのない前進が可能となるからです。

アルプスでの遭難の事例では、ピレネーの地図の存在により確信が形成され（センスメイキング）、下山の途中、山の傾斜や風などの情報を取得することにより、当初のルートを修正し（解釈を変え）、さらに隊員が保有する山の知識を加えることにより正しい環境認識が進み下山が成し遂げられたのです。

「センスメイキング」を紹介したカール・ワイクは、環境とは絶対的な存在ではなく、観察者との間の相互依存関係にあり、故に観察者によって現れ方が異なると述べます。それは「腑に落ちた」解釈が現実であるとの見解を導きだすものであり、リーダーの役割についても「優れたリーダーは世界を“そうであろうもの”として語り、そうで“ある”ものに異なった“顔を”与える。リーダーとは意味を付与するものである。」と述べています。現況、力を与えられる考えと思います。

※2017年9月号

出典:「殻(7) センスメイキング」高橋 伸夫 赤門マネジメント・レビュー 2012年11巻3号

「未来はつくり出せるは決して妄信ではない」入山 章栄 ダイアモンド・ハーバード・ビジネスレビュー 2016年10月号
センスメイキング イン オーガニゼーションズ カール・E・ワイク (著)、遠田 雄志(訳)、西本 直人(訳) 2001年

法人版事業承継税制の特例措置

提出期限は令和5年3月31日まで

葵総合税理士法人 税務会計部 横尾 泰幸

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、国内の多くの企業が甚大な打撃を受けていることが新聞やニュース等で毎日のように報じられています。

この未曾有の危機的状況下において、事業の清算や譲渡という決断を余儀なくされる企業がある一方で、この状況こそ承継のチャンスと捉え後継者への事業承継を積極的に進める動きもあるようです。

日本の企業の99.7%は中小企業であり（2019年中小企業白書より）、さらにそのうちの97%が同族会社と言われています。

同族会社の事業承継で一番の問題は、株式（出資）の異動における課税問題、つまり先代経営者の株式を後継者へ承継する際にかかる贈与税および相続税の負担が、後継者に重くのしかかってくるといった問題です。

この点がネックとなり事業承継が進まない顧問先様もあるのではないのでしょうか。

そこで今回は、平成30年度税制改正において拡充された法人版事業承継税制の特例措置（特例事業承継税制）について、説明していきたいと思えます。

なぜ今頃になって2年前の税制改正で制定された特例を説明するのか、と思われるかもしれませんが（本紙2018年7月号にも掲載しております）、この特例を受けるための第一段階である「特例承継計画」の提出期限の令和5年3月31日まで残り3年を切りました。

この制度を使うことにより、事業承継における懸念材料である税金の負担が大幅に軽減される可能性があります。ぜひ、この機会にご検討ください。

法人版事業承継税制の特例措置（特例事業承継税制）とは

非上場株式等に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です。

後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場株式等を先代経営者から相続等または贈与により取得した場合に、一定の要件を満たすことを要件に、相続税・贈与税の納税が一部猶予されます。さらに特例措置として、令和5年3月31日までに特例承継計画を提出し、令和9年12月31日までに、贈与の実行または相続が開始した場合に、相続税・贈与税の納税が全額猶予されます。猶予された納税額は一定の要件を満たすことで免除されます。

制度の適用要件

この制度の適用を受けるためには、対象となる会社、先代経営者、後継者のそれぞれにいくつかの要件があります。また、適用を受けるための手続きや継続させるための手続きもあります。一方で、要件を満たさなくなった場合、猶予された税額を納めなければならなくなる可能性があります。

【対象となる会社の主な要件】 医療法人は対象外です。

中小企業者であること

上場会社に該当しないこと

風俗営業会社に該当しないこと
資産保有型会社または資産運用型会社に該当しないこと
総収入金額が零を超えていること
常時使用従業者数が1人以上であること

【先代経営者の主な要件】

会社の代表者であったこと。また、先代経営者がその会社の代表者であった期間内のいずれかの時及び贈与（相続開始）の直前において、先代経営者と先代経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権を有する（特例の適用を受ける後継者を除く）者であったこと
特例承継計画に記載された先代経営者であること

【後継者の主な要件】

贈与時（相続時）において、同族関係者で総議決権数の過半数を保有していること
後継者が一人の場合、同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していること
後継者が複数の場合、各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らないこと
贈与時に20歳以上の代表者であり、かつ、贈与の直前において3年以上役員であること
相続開始の直前において役員であり、相続開始から5ヶ月後に代表者であること
贈与（相続または遺贈）により取得した株式等を継続して保有していること
特例承継計画に記載された後継者であること

納税猶予までの流れ（贈与の場合）

特例承継計画の作成および提出

令和5年3月31日までに認定経営革新等支援機関の指導および助言を受けた旨を記載した特例承継計画を都道府県知事へ提出。

株式等の贈与を実行

都道府県知事への認定申請

贈与の翌年の1月15日までの間に都道府県庁へ認定申請書を提出。

贈与税の申告および担保提供

贈与の翌年の3月15日までに、所轄の税務署へ贈与税の申告。猶予される贈与税額および利子税の額に見合う担保（納税猶予の対象となる非上場株式でも可）を税務署に提供。

年次報告書および継続届出書を贈与税申告期限後5年間は毎年提出
6年目以降は3年ごとに継続届出書のみ提出。

当税理士法人は認定経営革新等支援機関として、特例承継計画の作成から認定申請後の税務申告および手続きなど、制度継続期間中、一貫して支援いたします。

ご不明な点はお気軽に担当者までお声掛けください。

《参考URL》 国税庁 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyoshokei/index.htm>

中小企業庁 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm

愛知県 <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/jigyoshokeizeisei30.html>